

第182回 定時株主総会 招集ご通知

TOYO INK SC

開催
日時

2020年3月26日(木)
午前10時(受付開始午前9時)

開催
場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号
当社29階会議室

株主総会の来場記念品(お土産)のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。



東洋インキグループオリジナルキャラクター
「リオちゃん」

目次

● 第182回定時株主総会招集ご通知	2
● 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
(添付書類)	
● 事業報告	15
● 連結計算書類	45
● 計算書類	49
● 監査報告書	53



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/4634/>



東洋インキ SC ホールディングス株式会社

(証券コード 4634)

株主のみなさまへ



代表取締役社長
グループCEO

北川 克己

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東洋インキグループは、長期構想“SIC27（Scientific Innovation Chain 2027）”を掲げ、革新的な発想を科学的に実行し、活動の連鎖により持続的に成長できる企業体質への変革を目指しております。その最初の中期経営計画“SIC-I”では、「変革のための挑戦を繰り返す3年間」とし、次の3つの方針を掲げ取り組んでおります。

「成長に向けた既存事業の変革と新事業への挑戦」

～成長市場への製品展開、高収益事業の創生や環境貢献製品群の拡大

「持続可能性向上に向けたモノづくり革新の推進」

～環境に配慮し、データテクノロジーも活用した生産プロセス、サプライチェーンの刷新

「経営基盤の刷新」

～イノベーションを推進する経営資源の充実やリスクマネジメント体制の更なる強化

SIC-Iの2年目となる2019年は、真のサイエンスカンパニーへと飛躍すべく、事業の構造改革や企業体質の変換など、グループ全体で新しい挑戦に繰り返し取り組んでまいりました。

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2020年3月

東洋インキグループの理念

経営哲学

人間尊重の経営

経営理念

私たち東洋インキグループは、
世界にひろがる生活文化創造企業を目指します。

世界の人びとの豊かさと文化に貢献します。

新しい時代の生活の価値を創造します。

先端の技術と品質を提供します。

行動指針

顧客の信頼と満足を高める知恵を提供しよう。

多様な個の夢の実現を尊重しよう。

地球や社会と共生し、よき市民として活動しよう。

株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高めよう。

招集ご通知

(証券コード4634)
2020年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
東洋インキＳＣホールディングス株式会社
代表取締役社長 北 川 克 己

第182回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第182回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます、以下のご案内に従って2020年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

3頁～4頁記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマート行使により、または当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年3月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 当社29階会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第182期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第182期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものいたします。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において、修正後の事項を記載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（５頁～14頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の４つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時

2020年3月26日（木）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また第182回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

行使期限

2020年3月25日（水）
午後5時

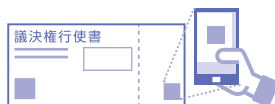


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2020年3月25日（水）
午後5時



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

行使期限

2020年3月25日（水）
午後5時



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

詳しくは右頁をご覧ください。

重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120 (652) 031 (受付時間：9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

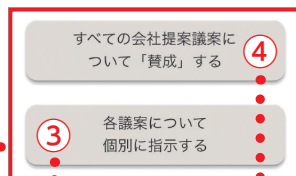


※QRコード®は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



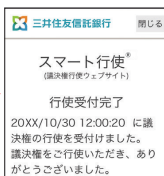
表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



④全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

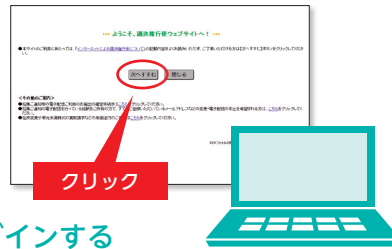


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

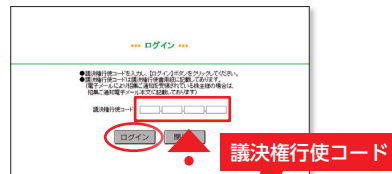
議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



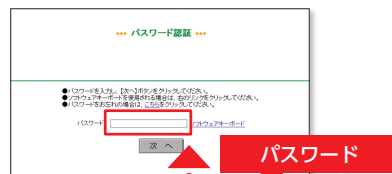
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、長期的に持続可能な経営基盤の確保に努めながら、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針を踏まえたうえで、当期の業績および経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金45円 総額2,628,125,055円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月27日

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（14名）が任期満了となります。つきましては、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化、事業執行のスピードアップのため取締役を3名減員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		就任期間	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	北川 克己	再任	14年 9ヶ月	代表取締役社長	100% (17/17回)
2	青山 裕也	再任	10年 9ヶ月	専務取締役	100% (17/17回)
3	高島 悟	再任	6年 9ヶ月	専務取締役	100% (17/17回)
4	浜田 弘之	再任	3年 9ヶ月	常務取締役	100% (17/17回)
5	中野 和人	再任	3年 9ヶ月	常務取締役	100% (17/17回)
6	甘利 公人	再任	4年 9ヶ月	取締役	100% (17/17回)
7	木村 恵子	再任	3年 9ヶ月	取締役	100% (17/17回)
8	酒井 邦造	再任	2年	取締役	100% (17/17回)
9	平川 利昭	再任	6年 9ヶ月	取締役	100% (17/17回)
10	井出 和彦	再任	4年 9ヶ月	取締役	100% (17/17回)
11	金 子 眞 吾	新任	—	—	—

候補者番号

1 北川 克己 生年月日 1953年9月26日生

再任

所有する当社の株式数

35,200株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役
2000年5月	当社社長室長	2008年6月	当社常務執行役員
2002年3月	当社ケミカル事業本部高分子事業統括部川越製造所長	2009年4月	当社取締役副社長
2004年3月	当社色材事業本部副本部長兼着色事業部長	2009年6月	当社代表取締役副社長
2004年6月	当社執行役員	2011年4月	当社代表取締役社長（現在に至る）
		2014年4月	当社グループCEO（現在に至る）

取締役候補者とした理由

北川克己氏は、2011年に当社代表取締役社長に就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担い、また、2014年からはグループCEOとして当社グループ全体の業務執行と監督機能についても担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくとともに、当社グループの企業価値向上を牽引していただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 青山 裕也 生年月日 1956年4月2日生

再任

所有する当社の株式数

15,100株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2011年7月	当社人事・財務・総務・広報・監査室担当（現在に至る）
2001年2月	当社人事部長	2013年6月	当社常務取締役
2007年6月	当社執行役員	2015年6月	当社専務取締役（現在に至る）
2009年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

青山裕也氏は、主に人事部門の要職を経て、2009年に当社取締役に就任以降、人事戦略および財務戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 たかしま 高島

さとの 悟 生年月日 1960年4月18日生

再任

所有する当社の株式数

11,366株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役
2004年12月	東洋インキタイランド株式会社 代表取締役社長	2014年4月	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長（現在に至る）
2011年4月	当社社長室長	2016年6月	当社常務取締役
2012年6月	当社執行役員	2019年3月	当社専務取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

トーヨーケム株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

高島悟氏は、主に海外関係会社や経営企画部門の要職を経て、2013年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4 はまだ ひろ ゆき 濱田弘之 生年月日 1958年7月19日生

再任

所有する当社の株式数

5,023株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2015年6月	当社常務執行役員
2005年9月	当社経営管理部長	2016年6月	当社取締役
2012年7月	東洋インキヨーロッパ株式会社 代表取締役社長	2016年6月	当社グループ経営部長（現在に至る）
2013年6月	当社執行役員	2019年3月	当社常務取締役（現在に至る）

取締役候補者とした理由

濱田弘之氏は、主に経営管理部門や海外関係会社での要職を経て、2016年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5 なかの かずひと **生年月日**
1957年2月22日生

再任

所有する当社の株式数

5,341株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2017年6月	当社情報システム担当兼東洋 マネジメントサービス株式会社 代表取締役社長
2009年4月	ライオケム株式会社取締役社長	2019年3月	当社常務取締役（現在に至る）
2013年9月	トーヨーケム株式会社川越製造 所長	2019年3月	当社品質保証・生産・環境、情報 システム、CSR担当兼生産・ 物流センター長（現在に至る）
2014年6月	当社執行役員		
2016年6月	当社取締役		
2016年6月	当社生産・物流本部長		

取締役候補者とした理由

中野和人氏は、主に海外関係会社や生産管理部門での要職を経て、2016年に当社取締役に就任以降、生産管理分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6 あま り きみ と **生年月日**
1953年8月25日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

2,700株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	熊本大学法学部教授	2013年4月	東京弁護士会登録（現在に至る）
1997年4月	上智大学法学部教授（現在に至る）	2013年6月	当社社外監査役
		2015年6月	当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

上智大学 法学部教授

社外取締役候補者とした理由

甘利公人氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と弁護士資格を有する法学者としての高い識見を有しており、また、過去における当社監査役としての経験も踏まえ、2015年に当社取締役に就任以降、公正な立場で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7 き むら けい こ 木 村 恵 子 生年月日 1959年10月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

700株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社	2016年 6 月	当社社外取締役（現在に至る）
1989年10月	シティバンク・エヌ・エイ入行	2017年 6 月	株式会社ヤシマキザイ社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2002年10月	第一東京弁護士会登録（現在に至る）		
2002年10月	安西・外井法律事務所（現安西法律事務所）入所（現在に至る）		

重要な兼職の状況

安西法律事務所 弁護士 株式会社ヤシマキザイ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

木村恵子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、2016年に当社取締役役に就任以降、公正な立場で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8 さか い くに ぞう 酒 井 邦 造 生年月日 1952年12月23日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

700株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4 月	株式会社日立製作所入社	2017年 4 月	同社エグゼクティブアドバイザー
2013年 4 月	同社執行役常務		
2015年 4 月	同社執行役専務	2018年 3 月	当社社外取締役（現在に至る）
2016年 4 月	同社執行役常務		

社外取締役候補者とした理由

酒井邦造氏は、製造業を営む国際的な企業における経営の豊富な経験と幅広い識見を有しており、2018年に当社取締役役に就任以降、経営の専門家として客観的かつ中立的な視点で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9 ひら かわ とし あき
平 川 利 昭 生年月日
1958年9月13日生

再任

所有する当社の株式数

9,900株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2011年4月	当社グループ財務部長（現在に至る）
2005年9月	当社財務部長		
2010年6月	当社執行役員	2013年6月	当社取締役（現在に至る）

取締役候補者とした理由

平川利昭氏は、主に財務経理部門の要職を経て、2013年に当社取締役に就任以降、財務・会計分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10 い で かず ひこ
井 出 和 彦 生年月日
1961年2月23日生

再任

所有する当社の株式数

9,005株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2014年4月	当社グループテクノロジーセンター長
2003年3月	当社技術・研究・開発本部 ポリマー研究所長	2015年6月	当社取締役（現在に至る）
2011年4月	当社ポリマー・塗加工技術 統括部長	2015年6月	当社技術・研究・開発、法務 担当（現在に至る）
2013年6月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

井出和彦氏は、主に研究開発および技術部門の要職を経て、2015年に当社取締役に就任以降、研究開発および技術分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

かね こ しん ご
金 子 眞 吾

生年月日

1950年11月25日生

新任 社外

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月	凸版印刷株式会社入社	2009年 6 月	同社代表取締役副社長
2003年 6 月	同社取締役	2010年 6 月	同社代表取締役社長
2006年 6 月	同社常務取締役	2019年 6 月	同社代表取締役会長（現在に至る）
2008年 6 月	同社専務取締役		

重要な兼職の状況

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

金子眞吾氏は、凸版印刷株式会社において長年にわたり取締役を歴任し、2010年6月には同社の代表取締役社長に就任するなど、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有しております。なお、同氏は当社が定める独立性基準に準拠しておりませんが、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただけることを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、金子眞吾氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループとの間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 取締役候補者のうち、酒井邦造氏は2017年3月31日まで株式会社日立製作所の業務執行者でありました。当社と株式会社日立製作所との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループとの間には、製商品の売買などの取引があります。なお、直前事業年度における当社グループの同社グループに対する売上高は直前事業年度における当社グループの連結売上高の0.5%未満であり、直前事業年度における同社グループの当社グループに対する売上高は直前事業年度における同社グループの連結売上高の0.1%未満であります。
3. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 甘利公人氏、木村恵子氏、酒井邦造氏および金子眞吾氏は、社外取締役候補者であります。
5. 甘利公人氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年9ヶ月であります。また、木村恵子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年9ヶ月であり、酒井邦造氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、甘利公人氏、木村恵子氏および酒井邦造氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、甘利公人氏、木村恵子氏および酒井邦造氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
7. 金子眞吾氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
8. 当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき甘利公人氏、木村恵子氏および酒井邦造氏を独立役員として届け出ております。また、各氏は当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。各氏の再任が承認された場合は、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。

(ご参考)

社外役員の独立性に関する基準

当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外取締役または社外監査役（以下総称して「社外役員」という）については、独立役員と認定しない。

- (1) 当社および当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という）の業務執行者^{注1}
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者^{注2}またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先^{注3}またはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主^{注4}またはその重要な子会社^{注5}の業務執行者
- (5) 当社グループから多額の寄付を受けている者^{注6}またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家^{注7}（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- (7) 当社グループの会計監査人監査を行なう公認会計士、監査法人の社員、パートナーまたは従業員
- (8) 上記（6）または（7）に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム^{注8}の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (9) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (10) 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- (11) その就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）上記（1）に該当していた者
- (12) 最近3事業年度のいずれかに於いて、上記（2）、（3）に該当していた者
- (13) 最近3年間に於いて、上記（4）から（8）に該当していた者（ただし、（7）については当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く）していた者（現在退職または退所している者を含む）に限る）
- (14) 下記に掲げる者の近親者^{注9}
 - a. 当社グループの重要な業務執行者^{注10}
 - b. 最近5年間に於いて、上記 a に該当していた者

- c. 上記(2)から(10)までに掲げる者(ただし、(2)から(5)および(9)、(10)までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、(6)の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の場合は専門的な資格を有する者、(7)の「監査法人の社員、パートナーまたは従業員」においては重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る)
- d. 最近3年間に於いて、上記cに該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の2%以上である者
- ② 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の2%以上である者
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%以上である者
- ② 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
- ③ 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則第120条第1項第7号)等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。
6. 「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている者をいう。
7. 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円超の財産上の利益を得ている者をいう。
8. 「当社グループを主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。
9. 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
10. 「重要な業務執行者」とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役員または部長クラスの者等、重要な業務を執行する者をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済の状況は、米国を中心に成長は継続していますものの、通商摩擦や政治的なリスクの高まりに伴い、中国などでは減速も進んできました。また我が国でも、世界経済の影響や消費税増税、天候不順などにより、景況感が悪化してきております。

このような厳しい環境ではありましたが、当企業グループは次の3つを年度の方針として掲げ、経営活動を行ってまいりました。

第一の方針である「市場や顧客ニーズの変化を捉えた新たな事業展開と価値提供」については、市場や環境の変化をチャンスと捉え、新製品、新事業の展開を強化し、新しい価値の提供に数多く挑戦しました。

色材・機能材関連事業では、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料事業において、高品位技術と価格競争力を両立させ、最大市場である中国への販売を伸長させました。また機能材事業でも、リチウムイオン電池用材料の機能性分散体や、インクジェットインキ用の顔料分散体などの実績を拡大させました。ポリマー・塗加工関連事業では、ディスプレイ用の粘着剤やリチウムイオン電池用の接着剤、高速通信である5G用の塗工材料の販売が伸長しましたうえ、環境調和型の缶用塗料やバイオマス粘着剤の開発や拡販を推進しました。また、今後のソリューション提供事業として、センサーシステムの事業化を見据えた各種実証実験を行いました。パッケージ関連事業では、国内や海外各国において、バイオマスインキや水性などの環境調和型インキの性能向上や拡販を図りました。また、プラスチック製容器包装の革新的リサイクルシステムの確立のため、印刷用インキの脱墨ならびにラミネート接着剤の剥離を実現する技術や製品開発を進めました。印刷・情報関連事業では、印刷適性を向上させたオフ輪インキや、ラベル用のUVバイオマスインキなどの新製品を発売しましたほか、デジタル化に対応したインクジェット用インキの性能向上やグローバルな拡販を進めました。

第二の方針である「モノづくり企業として、国内外各拠点のサプライチェーン、製品構成、製法・処方を根本から見直し、技術優位で市場を主導」については、伸長が期待できる接着剤や粘着剤、分散体などの国内の製造設備や、インクジェット用インキの欧州や中国の製造設備を増強しましたほか、新しく進出したミャンマーの工場が完成し、事業活動を開始しました。また、モロッコに販売会社を設立し、アフリカ大陸の経済成長を見据えたマーケティング活動も強化しました。一方、デジタル化に伴い市場が縮小している国内のオフセットインキ、新聞インキ事業については、需要減に耐えうる事業体制の効率化や、同業他社とのアライアンスに着手しました。さらには、原料価格の高止まりに対応するため、代替原料を使用した処方への改良を進めるとともに、製法革新の研究も推進しました。

第三の方針である「変化を厭わず、挑戦を促す風土・人事制度の刷新と業務改革」については、センサーやデータサイエンスを活用した効率的な生産体制の構築や、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）を活用した業務の生産性向上への取り組みを行いました。また、評価制度や働き方の見直しに伴う人事制度の改訂を行い、挑戦を促す風土への基盤整備を行いました。

しかし、米中の通商摩擦の長期化に伴い、スマートフォンを始めとする高機能製品の消費市場が低調に推移しましたうえ、原材料価格の高止まりも続きましたため、当連結会計年度の売上高は2,798億92百万円（前期比3.6%減）と減収になり、営業利益は131億74百万円（前期比13.8%減）、経常利益は138億47百万円（前期比10.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は85億9百万円（前期比28.2%減）と、それぞれ減益になりました。

なお、当社の連結子会社であるフィリピンの東洋インキコンパウンズ株式会社において、不適切な会計処理が行われた事実が判明したため、前期数値については過年度決算訂正を反映させたものとなっております。（※）

また、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき45円（当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、株式併合後の基準に換算しますと、年間の配当金は前期より5円増配の90円）を提案させていただきます。

（※）

当連結会計年度において、当社は、連結子会社であるフィリピン共和国所在の東洋インキコンパウンズ株式会社（以下「TICC」といいます。）にて、同社のフィリピン人社員により不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、全容解明と根本的な原因の究明に努め、類似する案件の存否についての調査も進めてまいりました。

その結果、本特別調査委員会による調査の結果を踏まえ、TICCにおける不適切な会計処理が実施されていたたな卸資産、買掛金、借入金等について、過年度の訂正を行うとともに、TICCの固定資産の減損処理等も実施しております。これに伴い、連結計算書類における利益剰余金の期首残高は、2,718百万円減少しております。

売上高

2,798億円

前期比
3.6%



経常利益

138億円

前期比
10.3%



営業利益

131億円

前期比
13.8%



親会社株主に帰属する当期純利益

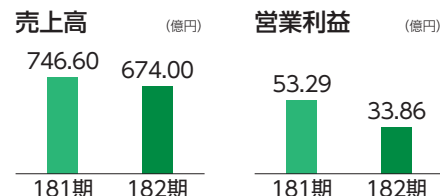
85億円

前期比
28.2%



セグメントごとの経営成績につきましては、次のとおりです。

色材・機能材関連事業



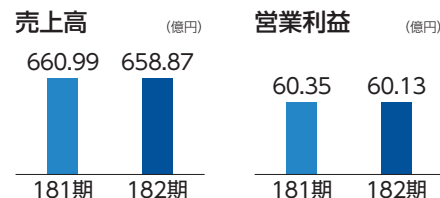
高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料は、スマートフォンやテレビ需要の低調が続き、特に高品位品を扱う国内や韓国の顧客での稼働が悪化し、売上が伸び悩むとともに、中国や台湾での部材へのコストダウン要請が一層厳しくなり、利益も圧迫されました。

汎用顔料は、印刷インキ用の低調が続きましたうえ、自動車販売の低調に伴い塗料用も伸び悩みました。また、環境規制に伴う供給不足による原材料価格の高騰が続き、販売価格への一部転嫁を進めたものの、利益の減少を補うまでには至りませんでした。

プラスチック用着色剤は、国内では容器用の伸長が続きましたが、自動車や建材、太陽電池向けなどの高機能製品は伸び悩みました。また東南アジアでの事務機器向けも、低調に推移しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は674億円（前期比9.7%減）、営業利益は33億86百万円（前期比36.4%減）と、減収減益になりました。

ポリマー・塗加工関連事業



塗工材料は、高速通信対応の電磁波シールドフィルムなどの開発や拡販が進みましたものの、中国や韓国でのスマートフォン市場の低調や価格競争の激化により、全般的には売上、営業利益とも伸び悩みました。

接着剤は、国内では包装用が堅調に推移しましたうえ、リチウムイオン電池用が自動車向けを中心に伸長しました。また海外では、中国や東南アジア、トルコなどでの拡販が進みました。粘着剤は、ラベル用の需要が堅調に推移し、液晶ディスプレイの偏光板向けの拡販も進みました。

缶用塗料（フィニッシュ）は、環境対応製品の展開が進みましたものの、国内では夏から秋に掛けての天候不順もあり低調が続きました。

これらの結果、当事業全体の売上高は658億87百万円（前期比0.3%減）、営業利益は60億13百万円（前期比0.4%減）と、わずかに減収減益になりました。

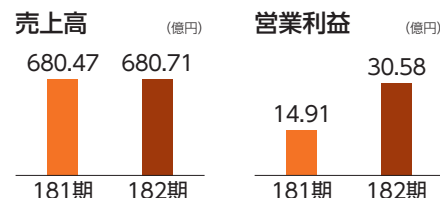
パッケージ関連事業

売上高
680億円

前期比 0.0%

営業利益
30億円

前期比 105.0%



国内のグラビアインキは、出版用の需要減少が続きましたうえ、建装材用も前期並みに終わりましたが、食品や飲料などの包装用がプライベートブランドやコンビニエンスストア向けを中心に堅調に推移、中でもバイオマスインキが大きく伸長しました。海外は、中国では伸び悩みましたものの、東南アジアやインドなどでの環境対応製品の拡販が進みました。

また国内外とも、前期からの原材料価格の急騰を受け、コストダウンを徹底するとともに、販売価格への一部転嫁も進めさせていただきました。

グラビアのシリンダー製版事業は、包装用が伸び悩みましたものの、エレクトロニクス関連の精密製版の拡販が進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は680億71百万円（前期比0.0%増）とほぼ前期並みになりましたが、営業利益は30億58百万円（前期比105.0%増）と増益になりました。

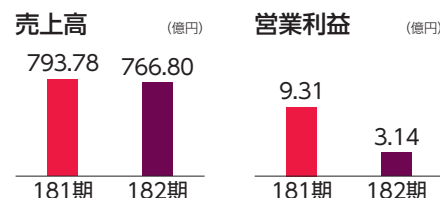
印刷・情報関連事業

売上高
766億円

前期比 3.4%

営業利益
3億円

前期比 66.3%

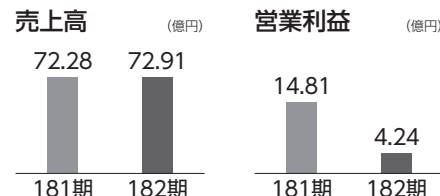


デジタル化に伴う情報系印刷市場の縮小傾向のなか、国内では製品別にビジネス規模の最適化や同業他社との協業、コストダウンを強力に進める一方、海外ではグローバルな拠点拡充による売上拡大を図り、インドや南米などでの拡販が進みました。さらには、モロッコに販売会社を設立し、成長するアフリカ市場での拡販も図っています。また、最先端技術を活用した高感度UVインキや、オンデマンド印刷向けインクジェット用インキなどの開発や拡販も進みました。

しかし、国内におけるチラシなどの商業印刷や新聞、雑誌などの既存のオフセットインキの需要は、印刷用紙不足もあり、予想以上に減少しました。また、環境規制に伴う供給不足などによる原材料価格の高騰が続ぎ、利益も圧迫されましたなか、販売価格の改定を進めさせていただいております。

これらの結果、当事業全体の売上高は766億80百万円（前期比3.4%減）、営業利益は3億14百万円（前期比66.3%減）と、減収減益に終わりました。

その他



上記のセグメントに含まれない事業や、東洋インキSCホールディングスなどによる役務提供などを対象にしていますが、売上高は72億91百万円（前期比0.9%増）と増収のなか、グローバル統合システム関連費用や退職給付費用などの増加により、営業利益は4億24百万円（前期比71.4%減）と減益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は120億64百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備等

江門東洋油墨有限公司 トーヨーカラー株式会社富士製造所 東洋インキマンマー株式会社	工場用土地使用权 顔料製造設備及び建物 工場用土地使用权、建物、グラビアインキ及び オフセットインキ製造設備
---	---
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備等

江門東洋油墨有限公司 東洋モートン株式会社埼玉工場 東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ 株式会社 東洋インキインド株式会社 トーヨーケム株式会社川越製造所	工場移設及びグラビアインキ製造設備等 接着剤製造設備 機能性インキ製造設備及び建物 グラビアインキ製造設備等 ポリマー・塗加工製造設備
---	---

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当企業グループでは、次なる長期構想のターゲットとした2027年に向けて、提供していく価値を「For A Vibrant World」と定め、「100年レンジでの持続的成長が可能な企業体質に変革し、すべての生活者・生命・地球環境がいいきぎと共生する世界に貢献する企業グループ」を目指していますが、2018年からは、この第一ステップとなる中期経営計画を進めています。この2年目にあたる当連結会計年度は、事業環境の悪化とその対応への遅れから業績が伸び悩みましたが、次期は中期経営計画における最終年度として、今までの試行錯誤を踏まえて、選択と集中の指向で事業の構造改革や企業体質の強化に取り組んでまいります。

年度方針としては、「積極的に拡大させる事業への社内外との連携強化、重点投資による着実な成果の創出」「生販技一体となったコストダウン、利益創出による事業やエリアの構造改革の確実な実行」「業務改革への間断なき挑戦の繰り返しによる大胆な変化」の3つを掲げ、以下のように各事業を推進していきます。

色材・機能材関連事業では、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料の中国市場へのさらなる拡販を図るとともに、センサー向け材料では、技術開発力のスピードアップと品質保証体制の強化により事業を拡大していきます。またリチウムイオン電池用材料では、米国、欧州、中国、日本の自動車4大市場に向けたビジネスを展開させていきます。さらに着色剤事業では、環境対応などの新規成長分野への参入を進め、顔料はグローバルSCMの最適化を追求した事業構造改革に取り組んでいきます。

ポリマー・塗加工関連事業では、パッケージ・工業材分野において、環境、安全、省エネのコアニーズに対応した環境調和型の製品群をグローバルで拡大していきます。またエレクトロニクス分野においては、5GやIoTなどのテクノロジー変革の中で、ノイズ対策や使い易さなどを訴求した製品群を展開していきます。あわせて、グローバルでの生産拠点の拡充を図るとともに、技術やマーケティングのネットワーク機能を強化します。

パッケージ関連事業では、バイオマス、水性など、各国のニーズに合わせた環境調和型のグラビアインキやフレキソインキの展開に一層注力していきます。また、中国や東南アジア、インド、トルコに、製法変更や自動化などで生産性を向上させた新工場を建設し、市場の伸長やグローバルな拡販に対応した供給体制を整えていきます。

印刷・情報関連事業では、国内のオフセットインキ事業のさらなる構造改革を、生産集約や他社とのアライアンスなどで推進し、利益が出せる体制を構築していきます。一方、伸長が続くUVインキは、コストダウンと品質向上の両立を図り、グローバルでの拡販を進めるとともに、インクジェット用インキでは、軟包装などへの用途拡大も図っていきます。

さらには、フィリピンにおける不適切な会計処理が行われていた問題を深く反省し、事業活動を推進していく基盤として、グローバルでのガバナンス体制の改善に取り組むとともに、拡大する事業分野に対応する品質保証体制の強化を図ってまいります。また、米国の大統領選挙や米中摩擦などに伴う経済動向の変化や、国内では東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う需要変動に適切に対処しながら、長期構想「Scientific Innovation Chain 2027」の実現に向けて活動してまいります。

以上の課題への施策を進めることで、次期の業績見通しは、売上高2,900億円（伸長率3.6%増）、営業利益150億円（伸長率13.9%増）、経常利益155億円（伸長率11.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益100億円（伸長率17.5%増）と見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

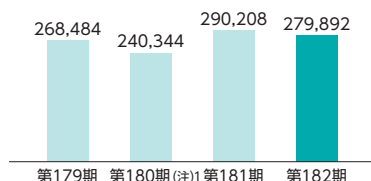
① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第179期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第180期 2017年4月1日から 2017年12月31日まで	第181期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第182期 (当連結会計年度) 2019年1月1日から 2019年12月31日まで
売上高	268,484百万円	240,344百万円	290,208百万円	279,892百万円
経常利益	19,262百万円	17,473百万円	15,429百万円	13,847百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,702百万円	10,376百万円	11,847百万円	8,509百万円
1株当たり当期純利益	214円98銭	177円73銭	202円93銭	145円72銭
総資産	364,066百万円	378,459百万円	371,610百万円	376,130百万円
純資産	216,979百万円	228,384百万円	221,091百万円	226,892百万円
1株当たり純資産額	3,608円23銭	3,792円89銭	3,668円36銭	3,757円35銭

- (注) 1. 第180期は、決算期の変更により3月決算であった当社及び国内連結子会社につきましては、2017年4月1日から2017年12月31日の9ヶ月間を連結対象期間としております。ただし、12月決算である海外連結子会社につきましては、従来通り、2017年1月1日から2017年12月31日の12ヶ月間を連結対象期間としております。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第179期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 第179期から第181期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第182期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第181期の金額は組替後の金額で表示しております。

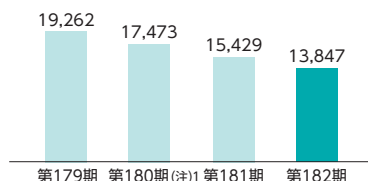
売上高

(百万円)



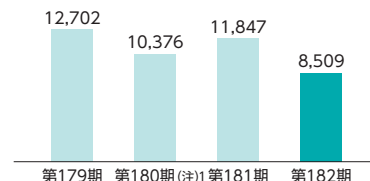
経常利益

(百万円)



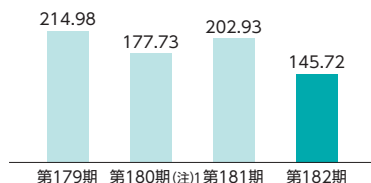
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



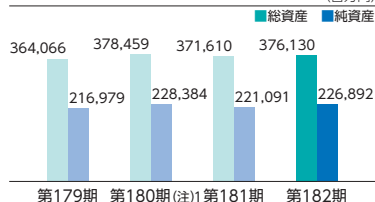
1株当たり当期純利益(注)2

(円)



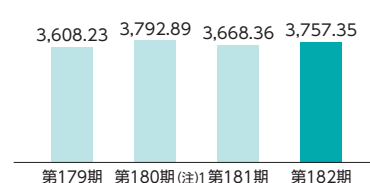
総資産／純資産

(百万円)



1株当たり純資産額(注)2

(円)



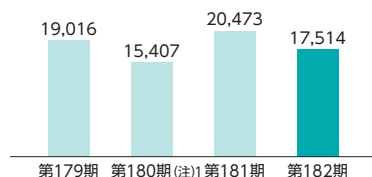
② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第179期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第180期 2017年4月1日から 2017年12月31日まで	第181期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第182期 (当事業年度) 2019年1月1日から 2019年12月31日まで
営 業 収 益	19,016百万円	15,407百万円	20,473百万円	17,514百万円
経 常 利 益	10,088百万円	8,148百万円	11,751百万円	8,005百万円
当 期 純 利 益	10,762百万円	7,896百万円	8,188百万円	8,722百万円
1株当たり当期純利益	182円16銭	135円25銭	140円24銭	149円37銭
総 資 産	245,850百万円	250,227百万円	247,859百万円	253,642百万円
純 資 産	172,275百万円	177,042百万円	173,110百万円	179,278百万円
1株当たり純資産額	2,948円85銭	3,029円46銭	2,960円81銭	3,065円15銭

- (注) 1. 第180期は、決算期の変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月間となっております。
2. 当社は、2018年7月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第179期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 第179期から第181期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第182期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第181期の金額は組替後の金額で表示しております。

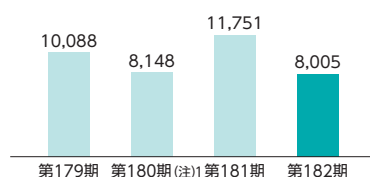
営業収益

(百万円)



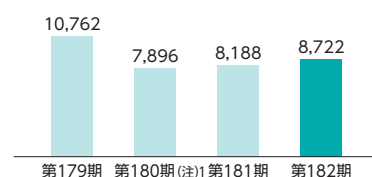
経常利益

(百万円)



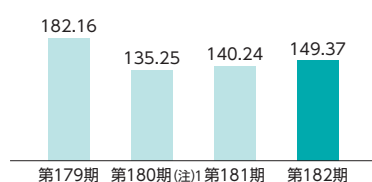
当期純利益

(百万円)



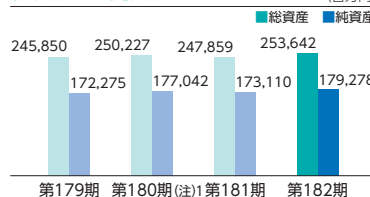
1株当たり当期純利益(注)2

(円)



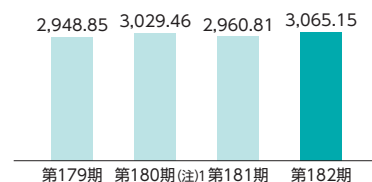
総資産／純資産

(百万円)



1株当たり純資産額(注)2

(円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0%	色材・機能材関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
東洋アドレ株式会社	480百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
マツイカガク株式会社	465百万円	98.6	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連、 印刷・情報関連
東洋ビジュアルソリューションズ株式会社	300百万円	100.0	色材・機能材関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキインド株式会社	INR 4,435,692千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 61,083千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連、 印刷・情報関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連、パッケージ関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 119,346千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカル株式会社	Euro 26,017千	100.0	色材・機能材関連、印刷・情報関連
台湾東洋先端科技股份有限公司	NT\$ 600,000千	100.0	色材・機能材関連
珠海東洋色材有限公司	US\$ 20,450千	100.0 (77.3)	色材・機能材関連
江門東洋油墨有限公司	RMB 131,781千	51.0 (51.0)	パッケージ関連
東洋インキ（泰国）株式会社	BT 552,851千	100.0 (69.3)	ポリマー・塗加工関連、パッケージ関連

会 社 名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 69,871,045千	100.0 (4.7)	パッケージ関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連
東洋プリンティングインクス株式会社	TRY 16,513千	100.0	パッケージ関連、印刷・情報関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	パッケージ関連、色材・機能材関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	100.0	ポリマー・塗加工関連、パッケージ関連
東洋インキヨーロッパ株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連

(注) 子会社の当社の議決権比率欄の () 内は間接所有の議決権比率 (内数) であります。

② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は62社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、新設により1社を連結子会社に含め、清算により3社を連結子会社から除外しました。

持分法適用関連会社は7社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を23.42%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料 等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料、 メディカル製品 等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキシインキ、グラビアシリンダー製版 等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、 プリプレスシステム、印刷材料、インクジェット材料 等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	
国内営業 拠 点	トーヨーカラー株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社関西支社 [大阪府大阪市] 東洋ビジュアルソリューションズ株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ東北株式会社 [宮城県仙台市] 東洋インキグラフィックス株式会社 [東京都板橋区]	トーヨーケム株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社中部支社 [愛知県名古屋市] 東洋インキ中四国株式会社 [広島県広島市] 東洋インキ北海道株式会社 [北海道札幌市] 東洋インキ九州株式会社 [福岡県福岡市]
国内生産 拠 点	トーヨーカラー株式会社富士製造所 [静岡県富士市] トーヨーカラー株式会社岡山工場 [岡山県井原市] トーヨーケム株式会社西神工場 [兵庫県神戸市] 東洋インキ株式会社埼玉製造所 [埼玉県川口市] 東洋アドレ株式会社 [千葉県千葉市] 東洋ビジュアルソリューションズ株式会社守山製造所 [滋賀県守山市]	トーヨーカラー株式会社茂原工場 [千葉県茂原市] トーヨーケム株式会社川越製造所 [埼玉県川口市] トーヨーケム株式会社尼崎工場 [兵庫県尼崎市] 東洋モートン株式会社 [埼玉県比企郡] マツイカガク株式会社 [京都府京都市] 東洋FPP株式会社 [埼玉県川口市]
研究開発 拠 点	プロセスイノベーションラボ [埼玉県川口市] イノベーションラボ [埼玉県坂戸市]	マテリアルサイエンスラボ [茨城県つくば市] ポリマーデザインラボ [兵庫県神戸市]
海外拠点	トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社 [マレーシア・セレンパン] 東洋インキインドネシア株式会社 [インドネシア・ベカシ] 東洋インキインド株式会社 [インド・グレートノイダ] 珠海東洋色材有限公司 [中国・広東省] 江門東洋油墨有限公司 [中国・広東省] 東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社 [フランス・ワッセル] 東洋プリンティングインクス株式会社 [トルコ・マニサ] 東洋インキアメリカ合同会社 [アメリカ・イリノイ] 三永インキペイント製造株式会社 [韓国・京畿道]	

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合 計	8,246名	28名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員数

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	410名	増減なし	42.8歳	17.4年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	15,072
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	13,145
三井住友信託銀行株式会社	3,641
株式会社山形銀行	2,300
株式会社八十二銀行	1,800
株式会社京都銀行	1,600
株式会社七十七銀行	1,400
株式会社肥後銀行	1,400

(注) 借入金残高には、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱ＵＦＪ銀行、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする、シンジケートローン方式による長期借入金378億円が含まれております。

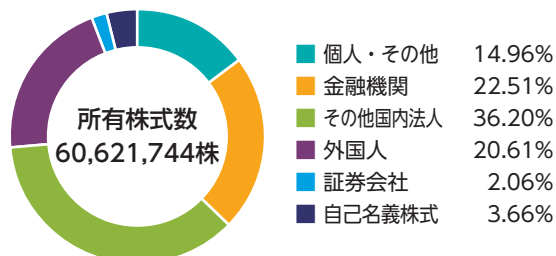
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 58,402,779株（自己株式2,218,965株を除く。）
 (3) 株主数 11,279名
 (4) 上位10名の株主

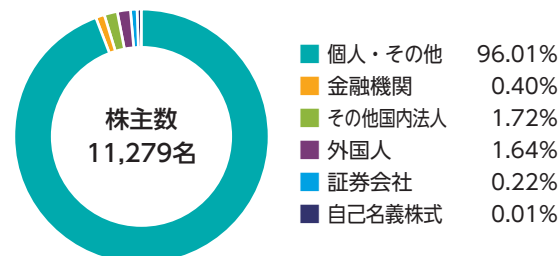
株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
凸版印刷株式会社	13,646	23.37
サカティンクス株式会社	2,335	4.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,021	3.46
株式会社日本触媒	1,661	2.84
全国共済農業協同組合連合会	1,541	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,507	2.58
東洋インキグループ社員持株会	1,368	2.34
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,073	1.84
株式会社みずほ銀行	1,073	1.84
S M B C日興証券株式会社	936	1.60

（注）持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

所有株式数別分布状況



所有者属性別分布状況



3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 保有人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第1回新株予約権 (2015年7月17日)	取締役 1名	普通株式 400株	2個	1個当たり 423,000円	1株当たり 1円	2015年8月4日から 2025年8月3日まで
第2回新株予約権 (2016年7月25日)	取締役 7名	普通株式 6,600株	33個	1個当たり 352,000円	1株当たり 1円	2016年8月10日から 2026年8月9日まで
第3回新株予約権 (2017年7月26日)	取締役 10名	普通株式 9,600株	48個	1個当たり 533,000円	1株当たり 1円	2017年8月11日から 2027年8月10日まで
第4回新株予約権 (2018年4月13日)	取締役 10名	普通株式 10,800株	54個	1個当たり 583,000円	1株当たり 1円	2018年5月8日から 2028年5月7日まで
第5回新株予約権 (2019年5月7日)	取締役 10名	普通株式 9,400株	47個	1個当たり 438,600円	1株当たり 1円	2019年5月8日から 2029年5月7日まで

(注) 1. 当社社外取締役については、新株予約権を交付されておられません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができます。ただし、任期満了による退任又は定年による退職により当社の取締役、執行役員、監査役、相談役及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員及び当社完全子会社の取締役を兼務する当社の顧問に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 交付人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第5回新株予約権 (2019年5月7日)	執行役員 22名 顧問 6名	普通株式 17,000株	85個	1個当たり 438,600円	1株当たり 1円	2019年5月8日から 2029年5月7日まで

(注) 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができます。ただし、任期満了による退任又は定年による退職により当社の取締役、執行役員、監査役、相談役及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐久間 國雄	取締役会長	凸版印刷株式会社 社外取締役 トッパン・フォームズ株式会社 監査役
北川 克己	代表取締役社長（グループCEO）	
青山 裕也	専務取締役（人事・財務・総務・広報・監査室担当）	
高島 悟	専務取締役	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長
濱田 弘之	常務取締役（グループ経営部長）	
中野 和人	常務取締役（品質保証・生産・環境、情報システム、CSR担当兼生産・物流センター長）	
足立 直樹	取締役	
甘利 公人	取締役	上智大学 法学部教授
木村 恵子	取締役	安西法律事務所 弁護士 株式会社ヤシマキザイ 社外取締役（監査等委員）
酒井 邦造	取締役	
平川 利昭	取締役（グループ財務部長）	
井出 和彦	取締役（技術・研究・開発、法務担当）	
山岡 新太郎	取締役	東洋インキ株式会社 代表取締役社長
千羽 和男	取締役	トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長
石川 隆	常勤監査役	
垣谷 英孝	常勤監査役	
野邊 俊彦	常勤監査役	
池上 重輔	監査役	早稲田大学 大学院経営管理研究科教授
小野寺 千世	監査役	日本大学 法学部教授

- (注) 1. 取締役足立直樹氏、甘利公人氏、木村恵子氏及び酒井邦造氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役垣谷英孝氏、監査役池上重輔氏及び小野寺千世氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役甘利公人氏、木村恵子氏及び酒井邦造氏、監査役池上重輔氏及び小野寺千世氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 当事業年度中において、山岡新太郎氏及び千羽和男氏が新たに取締役に就任し、野邊俊彦氏が常勤監査役、小野寺千世氏が監査役に、それぞれ新たに就任いたしました。(2019年3月26日)
5. 当事業年度中において、山崎克己氏が専務取締役を、宮崎修次氏が常務取締役を、住山政弘氏及び大湊満氏が常勤監査役を、それぞれ退任いたしました。(2019年3月26日)
6. 当事業年度中において、以下の役付取締役及び監査役に異動がありました。(2019年3月26日)

高島 悟	(新) 専務取締役	(旧) 常務取締役
濱田 弘之	(新) 常務取締役	(旧) 取締役
中野 和人	(新) 常務取締役	(旧) 取締役
垣谷 英孝	(新) 常勤監査役	(旧) 監査役
7. 責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
8. 常勤監査役石川隆氏は、当社の財務経理部門における長年の在籍経験があります。また、常勤監査役垣谷英孝氏は凸版印刷株式会社において財務経理部門に長年在籍し、2018年6月まで同社の専務取締役財務本部長を務めておりました。よって両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 小野寺千世氏の戸籍上の氏名は、境千世であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (4名)	420百万円 (37百万円)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	81百万円 (32百万円)
合計	23名	501百万円

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、2019年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬については、企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること、経済情勢及び会社業績とのバランスを勘案した水準であることを方針とし、独立社外取締役3名が出席する指名・報酬に関する諮問委員会における審議を経て決定しております。
- 監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において年額6億円以内と決議頂いております。また、2015年6月26日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、当該報酬限度枠内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることを決議頂いており、その額は年額60百万円以内であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。
5. 上記報酬等の額には、2019年4月12日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして社外取締役を除く取締役10名に付与した新株予約権20百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 足立 直樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち15回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

② 取締役 甘利 公人

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、法律学の専門家としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

③ 取締役 木村 恵子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、法律学の専門家としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

④ 取締役 酒井 邦造

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

⑤ 常勤監査役 垣谷 英孝

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は13回開催のうち12回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

⑥ 監査役 池上 重輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち14回出席し、また監査役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営学の専門家としての知識と経験に基づき適宜意見を述べております。

⑦ 監査役 小野寺 千世

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は10回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、法律学の専門家としての知識と経験に基づき意見を述べております。

(注) 監査役小野寺千世氏は、2019年3月26日開催の第181回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	103百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠について過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋インキインド株式会社、天津東洋油墨有限公司、トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社、上海東洋油墨制造有限公司、東洋インキブラジル有限会社、東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社、台湾東洋先端科技股份有限公司、珠海東洋色材有限公司、江門東洋油墨有限公司、東洋インキ（泰国）株式会社、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、東洋プリンティングインクス株式会社、三永インキペイント製造株式会社、東洋インキヨーロッパ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する助言等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制及び職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の株主総会へ提出する議案の内容を決定します。

監査役会の決定内容の通知を受けた取締役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「内部統制システムの基本方針」として、取締役会で決議した事項の概要は次のとおりであります。

① 業務執行に関する体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なとき閲覧できる。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR担当役員が管掌するCSR統括委員会のもとに専門部会であるリスクマネジメント（RM）部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会の活動体及び当社の担当部門における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的に開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、よき企業市民として、経営理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の専門部会であるコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス（社内外通報窓口）を通じて、法令及びグループの行動規範である東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役並びに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる経営理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のものとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記①3) のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的 to開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等により構成する会議を定期的 to開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期

的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役並びに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。

② 監査に関する体制

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記②1)の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

3) 取締役、使用人が監査役会に報告をするための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実

・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

4) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

5) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を17回開催し、当社及びグループ全体の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行いました。また、当事業年度においてグループの経営課題及び事業戦略について討議・決定するための会議（グループ経営会議）を23回開催し、当社及びグループ全体の業務執行上の重要な意思決定を行いました。

また、取締役の職務執行に係るこれらの会議資料や議事録等については、法令、定款、関連規程に基づき、各担当部署に対して適切に保存及び管理を行わせています。

② リスク管理体制について

リスクマネジメント部会を開催し、会社・部門毎に設定したリスク課題を確認・評価するとともに、グループ全体のリスク対策の立案・対応状況を確認・評価しました。

また、重大災害の発生を想定した緊急連絡網や災害対策マニュアル等の見直しを定期的を実施しています。

③ コンプライアンス体制について

コンプライアンス部会を設置し、コンプライアンスリーダー会議を開催するほか、コンプライアンス強化月間としてグループ内各拠点でコンプライアンス意識の向上を図りました。また、職種に応じた重要法令の講習会を開催するほか、新入社員コンプライアンス説明会、新任管理者研修など各階層・職務にあわせたコンプライアンス教育を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めました。

④ グループ管理体制について

関係会社管理規程に基づき、グループ各社における重要事項の執行について、稟議書及びグループ経営会議等の会議体において適宜報告を受けました。また、上記②のリスク管理体制及び③のコンプライアンス体制をグループ会社に適用させるとともに、当事業年度において法務部会を3回開催しました。

グループ監査室は当社及びグループ会社の監査を定期的実施し、監査役はグループ各社の取締役及び監査役と定期的に面談するとともにグループ監査役会を開催しました。

⑤ 監査役の職務執行について

代表取締役・取締役・執行役員等と定期的に意見交換を行ったほか、国内及び海外の重要な子会社・事務所の実地調査を必要に応じて行いました。更に独立社外取締役との間で意見交換会を開催し、両者の連

携を深めました。

三様監査の連携強化のために常勤監査役・会計監査人・グループ監査室長の間で情報交換及び意見交換を行い、また会計監査人の監査結果報告会を四半期毎に開催しました。更に、常勤監査役とグループ監査室との情報交換会を毎月開催し、監査の実施状況について相互に報告を受けるとともに監査の協働を行っております。

上記リスクマネジメント部会・コンプライアンス部会・法務部会には常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

監査役会の職務を補助する使用人として兼任の監査役スタッフを1名配置しております。

なお、当社の連結子会社であるフィリピン共和国所在の東洋インキコンパウンズ株式会社において、不適切な会計処理が行われた事実が判明したことに伴い、財務報告に係る内部統制について再評価を行いました。その結果、財務報告に係る内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。特別調査委員会の調査結果と提言を踏まえ、同社に対してガバナンス体制や業務プロセスの見直しを実施させるとともに、子会社管理体制の整備及び内部監査機能の強化も図り、再発防止及び内部統制システムの実効性向上に努めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は経営理念として「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」ことを掲げ、持株会社（ホールディングカンパニー）体制のもと、グループ連峰経営による企業活動を行っており、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという大規模買付行為に対しては、当社は一概にこれを否定するものではなく、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かについては、最終的に株主の判断に委ねるべきものと考えております。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は、創業から今日にいたるまで、事業と製品・サービスを通じて顧客・社員・社会における生活文化の創造に真摯に取り組んでまいりました。更に、当社は、今後の事業活動の発展はもとより、常に社会と共存し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの更なる満足度向上と信頼を得ることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

この基本的な考え方のもと、当社グループは、目指す姿“SCC（Science Company Change）2017”に向けて、2008年度から3回の中期経営計画を進め、2014年度からは最終ステップになるSCC-Ⅲを推進してまいりました。2017年度からは、次の10年のありたい姿を新たな長期構想として掲げ、その実現に向けた活動を推進しております。長期構想では企業活動のコンセプトを「Scientific Innovation Chain 2027（SIC27）」とし、「技術・製品」、「ビジネスモデル」、「ネットワーク」、「モノづくり」、「経営基盤」の5つの基軸で、革新的に発想し、科学的に実行していき、その連鎖によって持続的に成長できる企業体質に変革することを目指してまいります。また、これまでのドメイン（ライフサイエンス、コミュニケーションサイエンス、サステナビリティサイエンスの3つの事業領域）の枠組みを戦略的に拡大し、成長市場のみならず、社会課題の解決や、生命や地球環境の持続成長可能性に繋がる領域にも注力してまいります。このような中長期的な取り組みにおいて、当社は引き続き、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進める

とともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任（CSR）を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 本施策導入の目的について

特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（当社取締役会が予め同意したものを除き、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(ii) 本施策の内容について

A. 大規模買付ルール概要

- (a) 取締役会に対する情報提供
- (b) 取締役会における検討及び評価
- (c) 独立委員会の設置

B. 大規模買付対抗措置

一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができます。

C. 本施策の有効期間等

本施策の有効期間は、2020年3月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとなっております。また、当社株主総会又は当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されます。

D. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2017年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(i) 基本方針の実現に資する取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）の概要について

A. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議若しくは交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

B. 当社は、以下の理由から、本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的
- (b) 事前開示
- (c) 株主意思の反映
- (d) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保
- (e) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- (f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

（ご参考）買収防衛策の非更新（廃止）について

本施策は当事業年度末日時点のものを記載しております。当社は、2020年2月17日開催の取締役会において、有効期間が満了する2020年3月26日開催予定の第182回定時株主総会終結時をもって、本施策を更新せず廃止することを決議いたしました。

（注）事業報告の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	199,969	流 動 負 債	106,747
現 金 及 び 預 金	56,691	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	59,543
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	90,173	短 期 借 入 金	30,315
有 価 証 券	29	未 払 法 人 税 等	1,279
商 品 及 び 製 品	30,535	そ の 他	15,608
仕 掛 品	1,319		
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16,654	固 定 負 債	42,490
そ の 他	5,350	長 期 借 入 金	27,460
貸 倒 引 当 金	△786	繰 延 税 金 負 債	9,584
		環 境 対 策 引 当 金	2,348
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,885
		資 産 除 去 債 務	31
		そ の 他	1,179
固 定 資 産	176,161	負 債 合 計	149,237
有 形 固 定 資 産	99,577	(純資産の部)	
建 物 及 び 構 築 物	35,940	株 主 資 本	205,891
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	21,767	資 本 金	31,733
工 具、器 具 及 び 備 品	2,873	資 本 剰 余 金	32,500
土 地	30,669	利 益 剰 余 金	146,627
リ ー ス 資 産	4,043	自 己 株 式	△4,969
建 設 仮 勘 定	4,282		
無 形 固 定 資 産	4,202	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,548
投 資 そ の 他 の 資 産	72,381	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,273
投 資 有 価 証 券	61,071	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,843
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,964	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,118
繰 延 税 金 資 産	2,333	新 株 予 約 権	265
そ の 他	1,194	非 支 配 株 主 持 分	7,187
貸 倒 引 当 金	△182	純 資 産 合 計	226,892
		負 債 純 資 産 合 計	376,130
資 産 合 計	376,130		

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		279,892
売上原価		219,559
売上総利益		60,333
販売費及び一般管理費		47,159
営業利益		13,174
営業外収益		
受取利息	214	
受取配当金	1,137	
その他	611	1,964
営業外費用		
支払利息	644	
為替差損	130	
持分法による投資損失	37	
その他	478	1,290
経常利益		13,847
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	2,057	2,088
特別損失		
固定資産除売却損	284	
減損損失	364	
環境対策引当金繰入額	2,688	
特別調査費用	283	
その他	8	3,629
税金等調整前当期純利益		12,306
法人税、住民税及び事業税	3,313	
法人税等調整額	90	3,404
当期純利益		8,901
非支配株主に帰属する当期純利益		392
親会社株主に帰属する当期純利益		8,509

連結株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,733	32,500	146,097	△5,012	205,319
誤謬の訂正による 累積的影響額			△2,718		△2,718
遡及処理後 当期首残高	31,733	32,500	143,379	△5,012	202,600
当期変動額					
剰余金の配当			△5,254		△5,254
親会社株主に帰属 する当期純利益			8,509		8,509
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分			△6	47	41
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	3,247	43	3,290
当期末残高	31,733	32,500	146,627	△4,969	205,891

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	11,888	△1,673	1,195	11,410	248	6,830	223,809
誤謬の訂正による 累積的影響額		159		159		△158	△2,717
遡及処理後 当期首残高	11,888	△1,513	1,195	11,570	248	6,671	221,091
当期変動額							
剰余金の配当							△5,254
親会社株主に帰属 する当期純利益							8,509
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							41
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,384	△1,329	922	1,977	16	516	2,510
当期変動額合計	2,384	△1,329	922	1,977	16	516	5,801
当期末残高	14,273	△2,843	2,118	13,548	265	7,187	226,892

計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	29,198	流 動 負 債	26,613
現金	23,729	支払手形	12
預金	901	短期借入金	10,728
有価証券	1	1年内返済予定の長期借入金	12,200
貯蔵品	8	未払金	2,956
前払費用	472	未払消費税	353
短期貸付	2,161	前払消費税	112
その他	1,924	前受り	1
		前受収	246
			1
固 定 資 産	224,443	固 定 負 債	47,750
有形固定資産	17,242	長期借入金	35,675
建物	5,931	繰延税金負債	9,857
構築物	189	関係会社投資損失引当金	2,213
機械及び装置	505	長期預り保証金	4
車両運搬具	19		
工具、器具及び備品	408		
土地	10,187		
		負 債 合 計	74,363
無形固定資産	1,496	(純資産の部)	
ソフトウェア	859	株 主 資 本	164,926
その他	636	資 本 金	31,733
投資その他の資産	205,705	資 本 剰 余 金	32,920
投資関係	33,646	資本準備金	32,920
出資会社	120,591	利 益 剰 余 金	105,242
長期貸付	6	利益準備金	5,206
破産更生債権	46,023	その他利益剰余金	100,035
長期前払費用	23	固定資産圧縮積立金	5,173
前払金の費用	2	別途積立金	46,314
その他	4,911	繰越利益剰余金	48,548
貸倒引当金	523		
	△23	自 己 株 式	△4,969
		評価・換算差額等	14,086
		その他有価証券評価差額金	14,086
		新 株 予 約 権	265
資 産 合 計	253,642	純 資 産 合 計	179,278
		負 債 純 資 産 合 計	253,642

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
営 業 関 係 会 社 受 取 配 当 金	6,904		
営 業 関 係 会 社 受 指 導 料	5,376		
営 業 関 係 会 社 受 託 料	4,134		
営 業 関 係 会 社 受 賃 料	931		
営 業 関 係 会 社 受 賃 の 他	166		17,514
営 業 費 用			10,633
営 業 利 益			6,881
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	367		
受 取 配 当 金	1,124		
受 取 配 当 の 他	39		1,531
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	324		
支 払 の 他	82		406
経 常 利 益			8,005
特 別 利 益			
特 別 投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,746		1,746
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	7		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	73		
特 別 調 査 費 用	282		
特 別 調 査 の 他	8		371
税 引 前 当 期 純 利 益			9,380
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	727		
法 人 税 等 調 整 額	△69		658
当 期 純 利 益			8,722

株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	31,733	32,920	32,920	5,206	5,253	46,314	47,155	103,931
誤謬の訂正による 累積的影響額							△2,149	△2,149
遡及処理後 当期首残高	31,733	32,920	32,920	5,206	5,253	46,314	45,006	101,781
当期変動額								
剰余金の配当							△5,254	△5,254
固定資産圧縮 積立金の取崩					△80		80	—
当期純利益							8,722	8,722
自己株式の取得								
自己株式の処分							△6	△6
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△80	—	3,541	3,461
当期末残高	31,733	32,920	32,920	5,206	5,173	46,314	48,548	105,242

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,012	163,571	11,439	11,439	248	175,260
誤謬の訂正による 累積的影響額		△2,149				△2,149
遡及処理後 当期首残高	△5,012	161,422	11,439	11,439	248	173,110
当期変動額						
剰余金の配当		△5,254				△5,254
固定資産圧縮 積立金の取崩		—				—
当期純利益		8,722				8,722
自己株式の取得	△4	△4				△4
自己株式の処分	47	41				41
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			2,647	2,647	16	2,663
当期変動額合計	43	3,504	2,647	2,647	16	6,168
当期末残高	△4,969	164,926	14,086	14,086	265	179,278

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 下 陽 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 下 陽 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第182期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第182期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制が有効に機能しておらず開示すべき重要な不備がありましたが、取締役はその改善に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性は確認されており、取締役の善管注意義務に違反する重大な事実認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制が有効に機能しておらず開示すべき重要な不備があったことを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

2020年2月14日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	石川隆	㊞
常勤監査役	垣谷英孝	㊞
常勤監査役	野邊俊彦	㊞
監査役	池上重輔	㊞
監査役	小野寺千世	㊞

(注) 常勤監査役垣谷英孝、監査役池上重輔及び小野寺千世は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

会 場

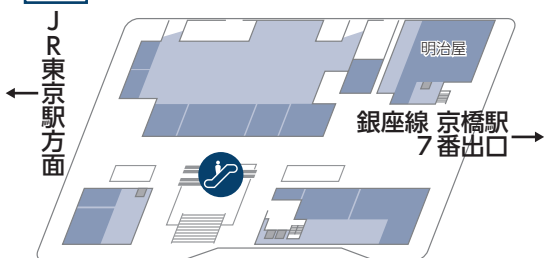
<本社>京橋エドグラン29階

東京都中央区京橋二丁目2番1号

当社29階会議室 電話03 (3272) 5731

フロアマップ

1 階



地下1階



- ① 地下1階または1階からエスカレーターで3階オフィスエントランスホールまで上がり、3階から22階直行エレベーターにお乗りください。
- ② 22階スカイロビーでエレベーターを乗り換えて29階総合受付までお越しください。



交通のご案内

- JR東京駅八重洲南口 徒歩5分（1階）
- 東京メトロ銀座線京橋駅 8番出口直結（地下1階）
- 東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅 7番出口 徒歩5分（1階）
- 都営浅草線宝町駅 A7出口徒歩3分（1階）